

# 草津市公報

発行日 令和3年10月15日  
 (毎月1・15日発行)  
 発行番号 第 18 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 規 則

草津市印鑑の登録および証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (市民課) ..... 2

◎ 告 示

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱  
 に基づく事業廃止の届出について (介護保険課) ..... 2  
 草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱  
 (人とくらしのサポートセンター) ..... 3  
 介護保険法第115条の45の3第1項の規定に基づく草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・  
 生活支援サービス事業者の指定について (介護保険課) ..... 8  
 草津市さくらねこ無料不妊手術チケット (行政枠) 利用取扱要綱 (生活安心課) ..... 8  
 公示送達について (介護保険課) ..... 13  
 道路の区域決定について (土木管理課) ..... 14  
 道路の供用開始について (土木管理課) ..... 16  
 歩行者専用道路の指定について (土木管理課) ..... 18  
 公示送達について (納稅課) ..... 19  
 草津市南草津エリアまちづくり推進懇話会開催要綱を廃止する要綱 (草津未来研究所) ..... 20  
 いーぶんフェスタ開催事業費補助金交付要綱を廃止する要綱 (男女共同参画センター) ..... 20

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) ..... 20  
 条件付一般競争入札の施行について (契約検査課) ..... 21  
 草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について (農林水産課) ..... 23  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) ..... 24  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) ..... 24  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) ..... 25  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課) ..... 25

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について (教育総務課) ..... 26

◎ 監査委員告示

監査結果に基づく措置状況の公表について ..... 26  
 定期監査の結果に関する報告の公表について ..... 27

## ◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について ..... 29

## ◎ 訂 正

草津市公報第16号の訂正 ..... 29

## 規則

草津市印鑑の登録および証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月16日

草津市長 橋川渉

草津市規則第64号

草津市印鑑の登録および証明に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

草津市印鑑の登録および証明に関する条例施行規則(昭和54年草津市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別記様式第2号から別記様式第6号までの規定中

「

生年月日	年	月	日	生
------	---	---	---	---

男・女」を  
「

生年月日	年	月	日	生
------	---	---	---	---

」に改める。

別記様式第7号中、

「男・女 生年月日 Date of birth 年 月 日」を  
「生年月日 Date of birth 年 月 日」に改める。

別記様式第10号中

「

生年月日	年	月	日	生
------	---	---	---	---

性別 男・女」を  
「

生年月日	年	月	日	生
------	---	---	---	---

」に改める。

別記様式第13号中

「

生年月日	性別	男・女
------	----	-----

」を  
「

生年月日	性別	□
------	----	---

」に改める。

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、令和3年9月21日から施行する。  
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市印鑑の登録および証明に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和3年9月16日掲示済み)

## 告 示

草津市告示第277号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱(平成29年草津市告示第54号)第8条第2項に基づき事業の廃止届出があったので、同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和3年9月16日

草津市長 橋川渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
ステップぽーとなー草津	滋賀県草津市草津町1540番地1	仁愛株式会社 滋賀県草津市草津町1540番地1	代表取締役 小田長 竜太郎 東京都武藏野市境四丁目4番29-101号桜橋ハイム	介護予防型デイサービス 活動型デイサービス	令和3年9月30日	2570601787

(令和3年9月16日掲示済み)

## 草津市告示第278号

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年9月21日

草津市長 橋川 渉

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年草津市告示第222号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「第3条第5号アに該当する場合、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し。」を削る。

第9条第2項を削る。

別記様式第1号の1を次のように改める。

別記

様式第1号の1（第8条第1項関係）

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書

フリガナ																							
①氏名																							
②生年月日	年 月 日 満( )歳																						
③住所	〒 -																						
④電話番号																							
⑤個人番号（マイナンバー）（わからない場合は空欄でも可）																							
⑥求職番号（生活保護を申請中である場合を除く）																							
⑦次の1から4のいずれかの場合であること（1～4のいずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載） ※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。																							
1. 総合支援資金の再貸付を受け終わった <table border="1"> <tr> <td>受けていた時期</td> <td colspan="7">年 月 ~ 月</td> </tr> <tr> <td>再貸付を受けた 社会福祉協議会</td> <td colspan="7"></td> </tr> </table>								受けていた時期	年 月 ~ 月							再貸付を受けた 社会福祉協議会							
受けていた時期	年 月 ~ 月																						
再貸付を受けた 社会福祉協議会																							
2. 総合支援資金の再貸付が借入最終月である <table border="1"> <tr> <td>受けている時期</td> <td colspan="7">年 月 ~ 月</td> </tr> <tr> <td>再貸付を受けている 社会福祉協議会</td> <td colspan="7"></td> </tr> </table>								受けている時期	年 月 ~ 月							再貸付を受けている 社会福祉協議会							
受けている時期	年 月 ~ 月																						
再貸付を受けている 社会福祉協議会																							
3. 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった <table border="1"> <tr> <td>申請した時期</td> <td colspan="7">年 月 日（頃）</td> </tr> <tr> <td>再貸付を申請した 社会福祉協議会</td> <td colspan="7"></td> </tr> </table>								申請した時期	年 月 日（頃）							再貸付を申請した 社会福祉協議会							
申請した時期	年 月 日（頃）																						
再貸付を申請した 社会福祉協議会																							
4. 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった <table border="1"> <tr> <td>相談した時期</td> <td colspan="7">年 月 日（頃）</td> </tr> <tr> <td>再貸付を相談した 自立相談支援機関等</td> <td colspan="7"></td> </tr> </table>								相談した時期	年 月 日（頃）							再貸付を相談した 自立相談支援機関等							
相談した時期	年 月 日（頃）																						
再貸付を相談した 自立相談支援機関等																							
⑧世帯の生計を主として維持している者であること（右欄にチェック）□																							
⑨申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入および預貯金が次のとおりであること																							
フリガナ							合計																
氏名																							
続柄	本人																						
生年月日																							
収入（月額）	円	円	円	円	円	円																	
預貯金等	円	円	円	円	円	円																	

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を申請します。

年 月 日

草津市長宛

申請者氏名

## 【受取口座記入欄】（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座	.....	
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

## (注意事項)

申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、または受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

別記様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の2（第8条第1項関係）

（表面）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（様式第1号の1）を提出する必要があります。

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと。
  - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
  - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
  - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける。

※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者および申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護および職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、または受けようとしたときは、不当利得として返還すること。

## 同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
  - ① 所要の求職活動等を行わない場合
  - ② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下、単に「受給者」という。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
  - ③ 申請内容に偽りがあった場合
  - ④ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
  - ⑤ 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
  - ⑥ 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
  - ⑦ 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
  - ⑧ 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
  - ⑨ 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関または銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。  
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

年 月 日

草津市長 宛

上記誓約事項および同意事項について確認の上、誓約および同意します。

申請者住所

申請者氏名

## 確認事項 （以下に該当する場合はチェックを入れること）

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。  
 生活保護の相談の希望がある。

(裏面)

## 申請時の添付書類

- 1 本人および世帯構成の確認書類
  - 住民票の写し
  - ② 【申請書（様式第1号の1）の申立事項⑦の1、2に該当する方】
    - ① 再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）
    - ② 再貸付の振込状況がわかる通帳（※1）の写し
    - ③ ①が用意できない場合（※2）は、様式第1号の2別紙  
【申請書（様式第1号の1）の申立事項⑦の3に該当する方】
  - ① 再貸付の不承認通知の写し
  - ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金および総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写しおよび様式第1号の2別紙  
【申請書（様式第1号の1）の申立事項⑦の4に該当する方】
- ① 様式第1号の2別紙
- ② 緊急小口資金および総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し
- 3 収入関係書類
  - 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
  - 申請者および申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※1）の写し
- 5 生活保護関係書類（※3）
  - 保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）
- 6 振込先口座（※1）が分かる書類
  - 通帳の該当部分の写し等

※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可。

※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること。

※3 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、申請書（様式第1号の1）に公共職業安定所から発行された求職番号の記載が必要。

(様式第1号の2別紙)

- この申告書は、  
 ・申請書（様式第1号の1）の申立事項⑦の1～3に該当する方のうち、申請時確認書（様式第1号の2）に記載している添付書類に不足のある方  
 ・申請書（様式第1号の1）の申立事項⑦の4に該当する方  
 のみ提出が必要となるものです。  
 なお、社会福祉協議会に関係書類の再交付等を求める必要はありません。この書類と通帳の写しをご提出ください。

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 再貸付不承認・過去借入状況申告書

### 申告事項

- ※1については、□のうちいずれか該当するものにチェックを入れた上で、借入時期を記載してください。  
 ※2については、申請時確認書（様式第1号の2）に記載している添付書類に不足のある方のみ記入してください。

1 私は、

- 総合支援資金の再貸付を借り終わった。  
 総合支援資金の再貸付が借り入れ最終月である。  
 (総合支援資金(再貸付)の借入状況)  
 総合支援資金(再貸付) : 借入時期 ( 年 月 ~ 年 月 )
- 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった。  
 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった。  
 (緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況)  
 緊急小口資金 : 借入時期 ( 年 月 )  
 総合支援資金(初回) : 借入時期 ( 年 月 ~ 年 月 )  
 総合支援資金(延長) : 借入時期 ( 年 月 ~ 年 月 )

ことを申告いたします。

2 添付書類を提出できない理由は下記のとおりです。

--

年 月 日
草津市長宛
申請者住所
申請者氏名

### (注意事項)

- 申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、または受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には刑事告発を行うことがあります。
- 支給に関して必要な範囲で、報告等を求めることがあります。
- 支給決定に必要な範囲で、都道府県等から資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関、または銀行その他の機関、他関係者に対し照会することができます。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月21日から施行する。  
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和3年9月21日掲示済み)

## 草津市告示第279号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第9条の規定に基づき告示する。

令和3年9月22日

草津市長 橋川渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ステップぱーとなー草津	滋賀県草津市草津町1540番地1	りふれ株式会社 東京都港区六本木三丁目8番9号ソシエ六本木	代表取締役 小田長 竜太郎 東京都武蔵野市境四丁目4番29-101号桜橋ハイム	介護予防型デイサービス 活動型デイサービス	令和3年10月1日	2570601829

(令和3年9月22日掲示済み)

## 草津市告示第280号

草津市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱を次のとおり制定する。

令和3年10月1日

草津市長 橋川渉

草津市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政  
枠）利用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫による住民トラブルをなくすため、飼い主のいない猫を地域猫として適切に飼育管理する活動を行う者を支援するため、公益財団法人どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）のさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (3) TNR活動 地域住民の理解を得たうえで、飼い主のいない猫を保護し、不妊手術を施したうえで元の地域に戻し、餌の管理、糞尿の処理、疾病予防対策等を行う活動をいう。
- (4) TNR活動団体 TNR活動を行うことを目的として結成された団体または個人で構成するグループをいう。
- (5) 不妊手術 オス猫の去勢手術またはメス猫の避妊手術をいう。

（交付対象）

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体であって、第6条に規定する団体登録の承認を受けた者とする。

- (1) 2人以上で構成された草津市内で適切にTNR活動を行うことができる団体
- (2) その他市長が必要と認める団体

（交付対象外）

第4条 次の各号に掲げる猫について不妊手術を受けさせようとする者は、チケットの交付の対象外とする。

- (1) 飼い猫
- (2) 草津市域外に住みついている飼い主のいない猫
- (3) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

（団体登録の申請）

第5条 チケットの交付を受けようとする者は、TNR活動団体登録申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

（1）団体員名簿

（2）その他市長が求める書類

（団体登録の承認等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、団体登録の承認または不承認を決定するとともに、TNR活動団体登録承認通知書（別記様式第2号）またはTNR活動団体登録不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（団体登録事項の変更）

第7条 前条の規定により承認を受けたTNR活動団体（以下「登録団体」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、TNR活動団体登録事項変更届出書（別記様式第4号）に変更内容を証する書類を添えて市長に届け出るものとする。

（1）団体名

（2）代表者の氏名および住所

（3）団体構成員

（団体登録の廃止）

第8条 登録団体が、TNR活動を終了するときは、TNR活動団体登録廃止届出書（別記様式第5号）により市長に届け出るものとする。

（団体登録の取消し）

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消し、TNR活動団体登録取消通知書（別記様式第6号）により、登録団体に通知するものとする。

- (1) 登録団体の登録事項の内容が、実態と著しく異なるものであったとき。
- (2) その他市長が不適当と認めたとき。

（申請）

第10条 チケットを利用しようとする者は、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（別記様式第7号）を提出するものとする。

（交付決定等）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、適正と認められるときは、公益財団法人どうぶつ基金にチケットの交付申請を行い、公益財団法人どうぶつ基金よりチケット交付の可否の決定を受けたときは、さくらねこ無料

不妊手術チケット交付決定通知書（別記様式第8号）またはさくらねこ無料不妊手術チケット不交付決定通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

（チケットの交付）

第12条 市長は、前条の規定により交付決定を行うときは、チケットの交付を併せて行うものとする。

（活動報告）

第13条 交付決定を受けた者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（別記様式第10号）を提出するとともに、利用しなかったチケットを返還するものとする。

（チケットの返還）

第14条 市長は、交付決定を受けた者のチケットの利用方法が著しく不適当と認められる場合においては、さくらねこ無料不妊手術チケット返還通知書（別記様式第11号）により通知し、既に交付したチケットの全部または一部の返還を求めるものとする。

2 市長は、交付決定を受けた者からチケットの返還があったときは、公益財団法人どうぶつ基金へチケットの返還を行うものとする。

（免責）

第15条 市長は、不妊手術に関連して生じた事故等について一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別記  
様式第1号（第5条関係）

T N R活動団体登録申請書

年 月 日

草津市長 宛

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

草津市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第5条の規定により、下記のとおりT N R活動団体の登録を申請します。

記

団 体 名	
代 表 者 名	
設 立 作 月 日	
活 动 人 数	
実 績 (これまでの 取組内容等)	
備 考	

※添付書類  
・団体員名簿  
・団体規約（ある場合）

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 号  
日

様

草津市長

㊞

T N R活動団体登録承認通知書

年 月 日付けで申請のあったT N R活動団体登録については、申請内容が適正であると認められることから団体登録を承認しますので、草津市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第6条の規定により通知します。

記

1 団体名  
2 団体登録番号 第 号

## 様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日  
号

様

草津市長 ㊞

T N R活動団体登録不承認通知書  
 年 月 日付けで申請のあつたT N R活動団体登録については、下記の理由により不承認となりましたので、草津市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第6条の規定により通知します。

記

1 不承認理由

## 様式第5号（第8条関係）

T N R活動団体登録廃止届出書

年 月 日

草津市長 宛

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

T N R活動を終了しますので、草津市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第8条の規定により届け出ます。

記

1 登録番号 第 号  
 2 終了年月日 年 月 日  
 3 終了する理由

## 様式第4号（第7条関係）

T N R活動団体登録事項変更届出書

年 月 日

草津市長 宛

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

T N R活動団体として登録されている事項について、下記のとおり変更しますので、草津市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 登録番号 第 号  
 2 変更事項（変更するものにチェックを入れてください。）

団体名 代表者の氏名および住所 団体構成員

3 変更内容  
(変更前) \_\_\_\_\_

(変更後) \_\_\_\_\_  
 4 変更年月日 年 月 日  
 ※変更事項に係る証明書類を添付してください。

## 様式第6号（第9条関係）

第 年 月 日  
号

様

草津市長 ㊞

T N R活動団体登録取消通知書  
 草津市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第9条の規定により、下記のとおりT N R活動団体登録を取り消しましたので、通知します。

記

- 1 団体名  
 2 登録番号 第 号  
 3 取消しの理由

## 様式第7号（第10条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

住 所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、草津市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政権）利用取扱要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

捕 獵 場 所	草津市
現 在 の 状 況	
(これまでの経過等)	
申 請 枚 数	枚 (内訳: オス <input type="checkbox"/> 匹 メス <input type="checkbox"/> 匹)
希 望 す る 協 力 病 院	
備 考	

## ※添付書類

・現場の状況がわかる写真

## 様式第8号（第11条関係）

第 年 月 日

様

草津市長

㊞

さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケットの交付について、下記のとおり決定したので、草津市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政権）利用取扱要綱第11条の規定により通知します。

記

## 1 交付枚数

枚 (チケット番号: \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ )

## 2 交付条件

- (1) 不妊手術の終了後、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書を提出すること。
- (2) チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任をもって対応すること。

## 様式第9号（第11条関係）

第 年 月 日

様

草津市長

㊞

さくらねこ無料不妊手術チケット不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケットの交付について、下記のとおり交付しないことに決定したので、草津市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政権）利用取扱要綱第11条の規定により通知します。

記

## 1 不交付理由

- (1) 公益財団法人どうぶつ基金よりさくらねこ無料不妊手術チケットが施行されないため
- (2) その他

( )

## (特記事項)

公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットを交付するため、申請枚数の交付ができない場合があります。

様式第10号（第13条関係）

## さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

年 月 日

草津市長 宛

住 所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

下記のとおり、さくらねこ無料不妊手術チケットを利用したので、草津市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第13条の規定により報告いたします。

記

1 交付枚数

枚

2 利用枚数

枚 (内訳 オス □ メス □ )

3 返還枚数

枚

4 利用の詳細

番号	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名	実施場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

様式第11号（第14条関係）

第 年 月 日

様

草津市長 ㊞

## さくらねこ無料不妊手術チケット返還通知書

年 月 日付けで交付したさくらねこ無料不妊手術チケットについては、利用方法が著しく不適当と認められるので、草津市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第14条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

1 返還枚数

枚 (チケット番号: \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_)

2 返還期限

年 月 日まで

※ 期限までに返還されない場合は、さくらねこ無料不妊手術チケットの交付申請をされても、今後一切交付を行いませんので御留意ください。

## 草津市告示第281号

## 公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年10月1日

草津市長 橋川涉

## 1 送達すべき書類

介護保険料還付通知書

令和3年度 第3期介護保険料督促状

## 2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

## 3 上記の書類については、令和3年10月8日に送達があったものとみなす。

(令和3年10月1日掲示済み)

### 令和3年度第3期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	中水 龍藏	草津市東草津一丁目6番25号
2	構 治三郎	草津市大路三丁目5番12号 大路荘 5号
3	山口 ふぢえ	草津市南笠東二丁目9番4号
4	松嶋 幹雄	草津市東草津一丁目2番13号コープソレイユ B棟 101号
5	村尾 節子	草津市東草津一丁目7番19号 ハイツ中川 103号
6	野瀬 久治	草津市西大路町6番36号
7	吉田 幸男	草津市岡本町601番地2 三洋建設
8	山岡 照男	草津市若草二丁目13番地5
9	上間 清松	草津市草津三丁目2番6号 光マンション403号
10	山本 治	草津市青地町961番地2
11	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ
12	二神 康彦	草津市笠山一丁目9番40号
13	林 芳行	草津市矢倉二丁目2番28号 メゾン千成
14	北川 基寛	草津市野村六丁目4番24号 グレースマンションⅠ 6号
15	戸塚 龍次	草津市東草津二丁目6番1-23号 瞳荘 207号 内藤 様方
16	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
17	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川

### 介護保険料還付通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	國分 幸	草津市野路町3000番地 アメニティ南草津II 503号

(令和3年10月1日掲示済み)

#### 草津市告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和3年10月1日から令和3年10月16日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

草津市長 橋 川 渉

#### 道路の種別 市道

路線名		区間	敷地の幅員 最小～最大(m)	延長 (m)	備考
2362	南笠野路線	草津市南笠町字風呂海道919番から草津市南笠町字中堂774番1まで	9.0～13.0	73.5	

2363	野路南東西線	草津市南笠町字黒土718番1から草津市南笠町字黒土688番1まで	12.0～19.0	163.2	
8707	野路南100号線	草津市野路町字櫛差1286番2から草津市野路三丁目字廣野1195番7まで	6.1～12.1	732.3	
8708	野路南101号線	草津市野路町字櫛差1302番1から草津市野路町字櫛差1304番1まで	3.0～3.0	12.0	

8709	野路南 102号 線	草津市野路町 字榎差1305番 から 草津市野路町 字榎差1304番 1まで	3.0~3.0	15.0		8717	野路南 110号 線	草津市野路町 字惣水1228番 3から 草津市野路町 字惣水1232番 3まで	6.0~14.0	138.5	
8710	野路南 103号 線	草津市野路町 字榎差1311番 から 草津市野路町 字榎差1304番 1まで	6.0~14.0	96.4		8718	野路南 111号 線	草津市野路町 字廣野1321番 3から 草津市野路町 字榎差1296番 1まで	6.0~14.0	185.2	
8711	野路南 104号 線	草津市野路町 字榎差1314番 3から 草津市野路町 字廣野1314番 4まで	3.0~3.0	32.4		8719	野路南 112号 線	草津市野路町 字廣野1323番 3から 草津市野路町 字榎差1300番 まで	6.0~14.0	184.5	
8712	野路南 105号 線	草津市野路町 字榎差1310番 4から 草津市南笠町 字黒土718番 1まで	6.0~14.0	32.4		8720	野路南 113号 線	草津市南笠町 字黒土688番1 から 草津市野路町 字廣野1325番 まで	3.0~3.0	15.0	
8713	野路南 106号 線	草津市南笠町 字黒土718番 1から 草津市南笠町 字黒土718番 1まで	6.0~14.0	15.0		8721	野路南 114号 線	草津市野路町 字惣水1206番 5から 草津市野路町 字惣水1206番 6まで	3.0~3.0	15.0	
8714	野路南 107号 線	草津市野路町 字惣水1206番 2から 草津市野路町 字榎差1286番 1まで	6.0~14.0	529.0		8722	野路南 115号 線	草津市野路町 字廣野1320番 1から 草津市野路町 字廣野1320番 1まで	6.0~13.9	15.0	
8715	野路南 108号 線	草津市野路町 字惣水1224番 から 草津市野路町 字惣水1221番 7まで	6.0~14.0	63.1		8723	野路南 116号 線	草津市野路町 字廣野1203番 7から 草津市野路町 字廣野1320番 1まで	6.0~14.0	50.6	
8716	野路南 109号 線	草津市野路町 字惣水1224番 から 草津市野路町 字惣水1231番 まで	6.0~14.0	102.3		8724	野路南 117号 線	草津市野路町 字廣野1203番 7から 草津市南笠町 字黒土690番 1まで	6.0~14.0	231.7	

8725	野路南 118号 線	草津市野路町 字廣野1202番 12から 草津市野路町 字廣野1330番 3まで	3.0～3.0	24.8		8752	南笠西 75号線	草津市南笠町 字黒土704番 から 草津市南笠町 字黒土704番 まで	3.0～3.0	15.0	
8726	野路南 119号 線	草津市野路町 字廣野1331番 から 草津市野路町 字廣野1327番 2まで	6.0～14.0	30.0		8755	南笠西 78号線	草津市南笠町 字黒土712番 2から 草津市南笠町 字黒土721番 まで	3.0～3.0	31.6	
8727	野路南 120号 線	草津市野路町 字廣野1332番 1から 草津市南笠町 字黒土688番 3まで	6.0～14.0	32.7							(令和3年10月1日掲示済み)
8728	南笠西 51号線	草津市南笠町 字黒土690番 1から 草津市南笠町 字黒土690番 1まで	6.0～14.0	30.0							草津市告示第283号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。 この関係図面は、令和3年10月1日から令和3年10月16日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。
8732	南笠西 55号線	草津市南笠町 字北野779番 2から 草津市南笠町 字風呂海道 920番まで	6.0～14.1	25.2							令和3年10月1日 草津市長 橋川渉
8747	南笠西 70号線	草津市南笠町 字黒土690番 1から 草津市野路町 字惣水1209番 1まで	9.0～14.3	334.1		2362	路線名 南笠野路 線	供用開始の区間 草津市南笠町字風 呂海道919番から 草津市南笠町字中 堂774番1まで	供用開始日 令和3年 10月1日	備考	
8749	南笠西 72号線	草津市野路町 字榎差1308番 2から 草津市南笠町 字黒土704番 まで	6.0～14.0	83.2		2363	野路南東 西線	草津市南笠町字黒 土718番1から 草津市南笠町字黒 土688番1まで	供用開始日 令和3年 10月1日	備考	
8750	南笠西 73号線	草津市南笠町 字黒土715番 から 草津市南笠町 字大日659番 まで	6.0～14.0	156.2		8707	野路南 100号線	草津市野路町字榎 差1286番2から 草津市野路三丁目 字廣野1195番7ま で	供用開始日 令和3年 10月1日	備考	

8708	野路南 101号線	草津市野路町字榊 差1302番1から 草津市野路町字榊 差1304番1まで	令和3年 10月1日	
8709	野路南 102号線	草津市野路町字榊 差1305番から 草津市野路町字榊 差1304番1まで	令和3年 10月1日	
8710	野路南 103号線	草津市野路町字榊 差1311番から 草津市野路町字榊 差1304番1まで	令和3年 10月1日	
8711	野路南 104号線	草津市野路町字榊 差1314番3から 草津市野路町字廣 野1314番4まで	令和3年 10月1日	
8712	野路南 105号線	草津市野路町字榊 差1310番4から 草津市南笠町字黒 土718番1まで	令和3年 10月1日	
8713	野路南 106号線	草津市南笠町字黒 土718番1から 草津市南笠町字黒 土718番1まで	令和3年 10月1日	
8714	野路南 107号線	草津市野路町字惣 水1206番2から 草津市野路町字榊 差1286番1まで	令和3年 10月1日	
8715	野路南 108号線	草津市野路町字惣 水1224番から 草津市野路町字惣 水1221番7まで	令和3年 10月1日	
8716	野路南 109号線	草津市野路町字惣 水1224番から 草津市野路町字惣 水1231番まで	令和3年 10月1日	
8717	野路南 110号線	草津市野路町字惣 水1228番3から 草津市野路町字惣 水1232番3まで	令和3年 10月1日	
8718	野路南 111号線	草津市野路町字廣 野1321番3から 草津市野路町字榊 差1296番1まで	令和3年 10月1日	
8719	野路南 112号線	草津市野路町字廣 野1323番3から 草津市野路町字榊 差1300番まで	令和3年 10月1日	
8720	野路南 113号線	草津市南笠町字黒 土688番1から 草津市野路町字廣 野1325番まで	令和3年 10月1日	
8721	野路南 114号線	草津市野路町字惣 水1206番5から 草津市野路町字惣 水1206番6まで	令和3年 10月1日	
8722	野路南 115号線	草津市野路町字廣 野1320番1から 草津市野路町字廣 野1320番1まで	令和3年 10月1日	
8723	野路南 116号線	草津市野路町字廣 野1203番7から 草津市野路町字廣 野1320番1まで	令和3年 10月1日	
8724	野路南 117号線	草津市野路町字廣 野1203番7から 草津市南笠町字黒 土690番1まで	令和3年 10月1日	
8725	野路南 118号線	草津市野路町字廣 野1202番12から 草津市野路町字廣 野1330番3まで	令和3年 10月1日	
8726	野路南 119号線	草津市野路町字廣 野1331番から 草津市野路町字廣 野1327番2まで	令和3年 10月1日	
8727	野路南 120号線	草津市野路町字廣 野1332番1から 草津市南笠町字黒 土688番3まで	令和3年 10月1日	
8728	南笠西51 号線	草津市南笠町字黒 土690番1から 草津市南笠町字黒 土690番1まで	令和3年 10月1日	
8732	南笠西55 号線	草津市南笠町字北 野779番2から 草津市南笠町字風 呂海道920番まで	令和3年 10月1日	
8747	南笠西70 号線	草津市南笠町字黒 土690番1から 草津市野路町字惣 水1209番1まで	令和3年 10月1日	
8749	南笠西72 号線	草津市野路町字榊 差1308番2から 草津市南笠町字黒 土704番まで	令和3年 10月1日	

8750	南笠西73号線	草津市南笠町字黒土715番から 草津市南笠町字大日659番まで	令和3年 10月1日	
8752	南笠西75号線	草津市南笠町字黒土704番から 草津市南笠町字黒土704番まで	令和3年 10月1日	
8755	南笠西78号線	草津市南笠町字黒土712番2から 草津市南笠町字黒土721番まで	令和3年 10月1日	

(令和3年10月1日掲示済み)

## 草津市告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次のとおり歩行者専用道路を指定する。

この関係図面は、令和3年10月1日から令和3年10月16日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

草津市長 橋川涉

## 道路の種別 市道

路線名 8708 野路南101号線

## 道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市野路町字櫛差1302番1から	3.0~3.0	12.0	令和3年 10月1日	
草津市野路町字櫛差1304番1まで				

路線名 8709 野路南102号線

## 道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市野路町字櫛差1305番から	3.0~3.0	15.0	令和3年 10月1日	
草津市野路町字櫛差1304番1まで				

路線名 8711 野路南104号線

## 道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市野路町字櫛差1314番3から	3.0~3.0	32.4	令和3年 10月1日	
草津市野路町字廣野1314番4まで				

路線名 8720 野路南113号線

## 道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市南笠町字黒土688番1から	3.0~3.0	15.0	令和3年 10月1日	
草津市野路町字廣野1325番まで				

路線名 8721 野路南114号線

## 道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市野路町字惣水1206番5から	3.0~3.0	15.0	令和3年 10月1日	
草津市野路町字惣水1206番6まで				

路線名 8725 野路南118号線

## 道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市野路町字廣野1202番12から	3.0~3.0	24.8	令和3年 10月1日	
草津市野路町字廣野1330番3まで				

路線名 8752 南笠西75号線

## 道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市南笠町字黒土704番から	3.0~3.0	15.0	令和3年 10月1日	
草津市南笠町字黒土704番まで				

路線名 8755 南笠西78号線

## 道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市南笠町字黒土712番2から	3.0~3.0	31.6	令和3年 10月1日	
草津市南笠町字黒土721番まで				

(令和3年10月1日掲示済み)

## 草津市告示第285号

## 公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年10月1日

草津市長 橋川涉

## 1 送達すべき書類

## 督促状公示送達者名簿

件数	氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険税
1	荒木 孝一	草津市南草津四丁目1番地1-115 イストアール	令和3年度既時期			
2	佐藤 浩之	京都市下京区高辻通堀川西入高町671番地 フラッティ堀川高辻 103号	令和3年度第1期			
3	大成開発 株式会社	大阪市北区西堀町17番地	令和3年度第2期			
4	株式会社 SION	静岡県御殿場市川内町3丁目128-1	令和3年度第2期			
5	株式会社 丸商	大津市真野2丁目22番1号	令和3年度第2期			
6	株式会社 セイサク地所	近江八幡市安土町上豊浦1062番地9	令和3年度第2期			
7	山元 太郎	草津市下笠町	令和3年度第2期			
8	井上 順之助	草津市下笠町	令和3年度第2期			
9	若林 一郎	草津市大路一丁目18番26号	令和3年度第2期			
10	川口 真吉	草津市大路三丁目3番7号	令和3年度第2期			
11	有限公司 東海住建	草津市大路二丁目1番41号	令和3年度第2期			
12	株式会社 アースディ	草津市馬場町207番地78	令和3年度第2期			
13	山本 初太郎	草津市南笠町143番地1	令和3年度第2期			
14	有限公司 草津丸三住宅	草津市野路一丁目14番38-1002号	令和3年度第2期			
15	ピカコ石油 株式会社	草津市北山田町9番地1	令和3年度第2期			
16	株式会社 セコウ	大阪市北区天神橋2丁目1番25号 若杉グランドビル9階	令和3年度第2期			
17	完成開発 株式会社	大阪市北区末広町12番地	令和3年度第2期			
18	長島 光	大阪市西九条南4丁目15番6号	令和3年度第2期			
19	株式会社 松岳	京都市下京区河内七条北越町12番地 しなにビル2階	令和3年度第2期			
20	久保田 喬三郎	京都市伏見区向島中島町7番地の15	令和3年度第2期			
21	久保 陸仁	草津市大川町774	令和3年度第2期			
22	ICHIO IKHYUN	千葉県松戸市根本450番地の4 ER松戸502号		令和3年度全期		
23	WANG CHENG	千葉県南都留郡富士山中町村山中342番地7		令和3年度全期		
24	ダ・クンハ グスタボ ヘンリケ	大津市大野一丁目20番9号 第3サンライフ瀬田404		令和3年度全期		
25	荒川 風	草津市大平井一丁目9番4号		令和3年度全期		
26	荒川 崑	草津市大平井一丁目9番4号		令和3年度全期		
27	吉田 民造	草津市草津1丁目11番9号		令和3年度全期		
28	吉田 民造	草津市草津1丁目11番9号		令和3年度全期		
29	佐山 正樹	草津市西大路町5番29号		令和3年度全期		
30	井上 健	草津市大橋西町27番地1-201 ベルエボック		令和3年度全期		
31	井上 駿	草津市大橋西町27番地1-201 ベルエボック		令和3年度全期		
32	井上 健	草津市大橋西町27番地1-201 ベルエボック		令和3年度全期		
33	名森 清尚	大阪府堺市北区百舌鳥赤堀町5丁682番地 百舌鳥ハイツ 202号		令和3年度全期		
34	篠田 俊明	京都市山科区西山中島町62番地5		令和3年度全期		
35	入江 伸江	京都市山科区上花山久保町65番地 メイフルリーフ上花山 505		令和3年度全期		
36	渡口 透一	京都市京田辺市木山木原町内9番地		令和3年度全期		
37	田川 良平	草津市川原三丁目1番35-201号 ジャンボール!		令和3年度第2期		
38	川上 基	草津市野村一丁目19番11-103号 北川マイルーム88		令和3年度第2期		
39	中川 美造	草津市西四丁目3番29号 センチュリーハイツ木村 1404号		令和3年度第2期		
40	吉井 遼	草津市大路二丁目15番39号		令和3年度第2期		
41	助井 意子	草津市東草津二丁目9番33-403号 ブリムヴェール		令和3年度第2期		
42	NGUYEN THI PHUONG	草津市草津三丁目7番8-302号		令和3年度第2期		
43	山戸 路二	草津市貴地町213番地1-206 ディアコート貴地Ⅱ		令和3年度第2期		
44	LIANG HAOWEN 楊 浩文	草津市貴地町270番地3 サンクリエート・ハヤシ壱號館 1709号		令和3年度第2期		
45	劉潤 康	草津市道分一丁目9番1-207号 リバーサイドカフェA		令和3年度第2期		
46	村上 安広	草津市追分八丁目16番1-202号 ハイツクナガ		令和3年度第2期		
47	井手口 芳弘	草津市追分南三丁目2番36号		令和3年度第2期		
48	齊藤 良郎	草津市大川町864番地 レジデンス草津 204号		令和3年度第2期		
49	松浦 一信	草津市大川町809番地 本川町地 25地2号		令和3年度第2期		
50	坂本 明	草津市木川町952番地28		令和3年度第2期		
51	WANG JIALONG	草津市東久喜四丁目14番6-1707号 スチューデントHIROSE		令和3年度第2期		
52	鶴田 正雄	草津市野路東五丁目4番34-205号 ニューサンライズ		令和3年度第2期		
53	LIU HUAJING	草津市野路東四丁目13番8-107号 アンビエンテ		令和3年度第2期		
54	WANG JIELEI 王 潔蓮	草津市野路2丁目10番1-204号 ハイツ玉川IV		令和3年度第2期		
55	高木 錠	草津市野路九丁目14番1-303号 ALTA南草津ビュ		令和3年度第2期		
56	清藤 刚	草津市野路九丁目14番1-401号 ALTA南草津ビュ		令和3年度第2期		
57	坂木 功	草津市野路九丁目14番1-407号 ALTA南草津ビュ		令和3年度第2期		
58	浅井 高文	草津市野路八丁目21番5-207号 PALACIO-KI		令和3年度第2期		
59	井上 健	草津市大橋西町27番地1-201 ベルエボック		令和3年度第2期		
60	淺野 成人	草津市大橋西町10番1-523 カーサ・ソラッソ		令和3年度第2期		
61	山野 美玲	草津市南笠東三丁目16番10号		令和3年度第2期		
62	齊藤 一	草津市南笠東三丁目22番15-1号		令和3年度第2期		
63	WANG HUAN	草津市笠山一丁目1番8-1316号 UCD-V		令和3年度第2期		
64	NGUYEN THI MINH HUYEN	草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム製園		令和3年度第2期		
65	TANG LEHENG	草津市笠山四丁目11番11-1522号 ピュア・ドトリー・シミズ		令和3年度第2期		

## 差押調書(謄本)公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	渕田 誠藏	京都市右京区梅津東横口町17番地グランデール桂川203	免番 令和3年 8月18日 草納登第1241号
2	QU LEE LE 廉樂	草津市青地町270番地3-1301サンクリエート・ハヤシ志賀館	免番 令和3年 9月 3日 草納登第1329号

## 差押解除通知書公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	古田 未吉	草津市大路二丁目15番39号	免番 令和3年 8月18日 草納登第1242号

## 配当計算書(謄本)公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	山西 美穂	草津市南笠東三丁目16番10号	免番 令和3年 8月31日 草納登第1327号
2	濱田 誠藏	京都市右京区梅津東横口町17番地グランデール桂川203	免番 令和3年 9月 7日 草納登第1373号

(令和3年10月1日掲示済み)

## 草津市告示第286号

草津市南草津エリアまちづくり推進懇話会開催要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年10月1日

草津市長 橋川渉

草津市南草津エリアまちづくり推進懇話会開催要綱を廃止する要綱

草津市南草津エリアまちづくり推進懇話会開催要綱(令和2年草津市告示第132号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(令和3年10月1日掲示済み)

の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年9月16日

草津市長 橋川渉

## 草津市告示第287号

いーぶんフェスタ開催事業費補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年10月1日

草津市長 橋川渉

いーぶんフェスタ開催事業費補助金交付要綱を廃止する要綱

いーぶんフェスタ開催事業費補助金交付要綱(平成24年草津市告示第83号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(令和3年10月1日掲示済み)

## 公 告

### 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市矢橋町394番地、東京都台東区上野五丁目8番5号 株式会社 滋賀総合開発 代表取締役 尾崎 則仁、 イー・プレイス株式会社 代表取締役 富岡 純一	草津市山寺町字北谷250番5 外2筆	6,809.12m <sup>2</sup>	R3.9.16	1555

(令和3年9月16日掲示済み)

## 公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年9月17日

草津市長 橋 川 渉

## 1 工事概要等

- (1) 契約番号 5031-095
- (2) 工事名 矢橋2-1号雨水整備工事
- (3) 工事場所 草津市矢橋町
- (4) 工事概要 雨水工事  
U型カルバート  
B2800×H1200 L=90.5m  
自由勾配側溝  
B600×H800 L=94.0m
- (5) 工事期間 契約締結日から令和4年3月15日まで
- 2 予定価格 68,700,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。  
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開

始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

(4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

大津市中央一丁目6番11号

株式会社エフウォーターマネジメント

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和3年度において土木工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付けにお

いて、土木工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

## 6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和3年9月17日午前9時から令和3年10月8日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

## 7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和3年9月17日午前9時から令和3年10月1日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和3年10月5日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。  
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

## 8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和3年10月11日午前9時から令和3年10月12日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付

して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 土木一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるもの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

## 9 開札

(1) 開札日時 令和3年10月13日 午前9時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

## 10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

## 11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

## 12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）  
第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

## 13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

## 20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。

- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかつたと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

## 21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課  
電話 077-561-2307（直通）

(令和3年9月17日掲示済み)

## 公 告

草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について  
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和3年9月21日

草津市長 橋川 渉

## 1 変更した農業振興地域整備計画の名称

草津農業振興地域整備計画

## 2 縦覧場所

草津市役所環境経済部農林水産課  
草津市草津三丁目13番30号

(令和3年9月21日掲示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年9月22日

草津市長 橋川渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
甲賀市水口町篠が丘1番地59 特定非営利活動法人 ウェルメント 理事長 山形 学	草津市北山田町字新若宮2201 番3 外3筆	1,465.44m <sup>2</sup>	R3.9.22	1556

(令和3年9月22日掲示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年9月22日

草津市長 橋川渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
彦根市東沼波町1116番地1(202号) 前出 直樹	草津市下笠町字下出1771番1	207.21m <sup>2</sup>	R3.9.22	1557

(令和3年9月22日掲示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年9月24日

草津市長 橋川渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
京都市西京区櫻原芋峠15番地1 Zephyr21 410 玉置 信行、玉置 真由美	草津市南笠町字五反田1432番 外4筆	375.12m <sup>2</sup>	R3.9.24	1558

(令和3年9月24日掲示済み)

## 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年10月1日

草津市長 橋川渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市新浜町317番地4-601 オウミ住宅ビル 久保 憲太郎	草津市南山田町字鬼塚647番 5	233.41m <sup>2</sup>	R3.10.1	1559

(令和3年10月1日掲示済み)

## 教育委員会告示

草津市教育委員会告示第23号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年10月1日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

1 期 日 令和3年10月27日（水）午後3時00分

2 場 所 市役所6階 教育委員会室

（令和3年10月1日掲示済み）

## 監査委員告示

草津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和3年9月30日

草津市監査委員 岡野 則男

草津市監査委員 横江 政則

〔定期監査〕

令和2年12月25日告示分および令和3年3月30日告示分

監査対象：都市計画課

意見・指摘事項	措置状況等
滋賀県道路・都市計画協会会費の算定について、算定方法の開示を協会に求め、支出根拠を明確にされたい。	滋賀県道路・都市計画協会に対し、会費算定方法の開示を求めたところ、説明を受け、支出根拠が明確になりました。

監査対象：公園緑地課

意見・指摘事項	措置状況等
ガーデニングサークルの取扱い区分を整理され、適切な支出科目を検討されたい。	ガーデニングサークルの会員向けに送付する通信の郵送代について、ガーデニングサークルの会計から支出するようサークルと調整を行いました。

監査対象：子ども家庭課

意見・指摘事項	措置状況等
・草津市立少年センター条例施行規則について、市長部局において規則を制定されたい。 ・少年補導委員の出動報酬について、出動報酬の規定を検討されたい。また出動報酬の性格や意図を確認し、支出科目や報酬額について見直しを検討されたい。	・草津市立少年センター条例施行規則を令和2年12月25日に公布し、同日に施行しました。 ・少年補導委員の出動報酬は、ボランティアであるため、報酬から報償費での支出に変更しました。

監査対象：健康増進課

意見・指摘事項	措置状況等
地域健康づくり推進事業等実施業務について、業務の仕様を明確にし、契約手続きをより適正に執行するとともに、業務終了時には、業務履行に係る経費の報告を求め、精算対象を明確にして精緻に確認されたい。	令和2年度末に市委託事業とその他の収入・支出を区別し、経費の報告を求めました。令和3年度契約分については、業務の仕様内容を明確にし、業務終了時には仕様内容に基づき、履行に係る経費の報告を提出するよう求めています。

監査対象：税務課

意見・指摘事項	措置状況等
令和2年度市・県民税課税支援業務にかかる受注者からの完了届出書について、契約書・仕様書に基づき履行されているか、遺漏なきよう検査されたい。	市・県民税課税支援業務について、委託業務内容を精査のうえ、単価契約の対象を契約書及び仕様書に明記し、これらに基づき履行されていることを確認・検査しています。

監査対象：まちづくり協働課（老上西学区まちづくり協議会）

意見・指摘事項	措置状況等
<p>まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償について、交付金のルールをしっかりと踏まえて会計サポートされるよう関係者間で調整するとともに、事業報告書に添付されている活動計算書にも役員報酬として計上されていたことから、事業報告書の審査、交付金の確定手続きにおいて十分注意されたい。また、同交付金の交付対象である職員の通勤手当について、事業報告書に添付されている活動計算書で報告されている通勤手当を含む給料手当が、事業報告書の金額と合致していなかったことから、交付申請書類や添付書類との不整合な箇所がないか十分確認して事業報告書を審査されたい。</p>	<p>各まちづくり協議会に会長費用弁償の趣旨を周知しました。役員報酬や通勤手当に伴う会計処理については、コミュニティ事業団を通じて業務支援をしているため、市とコミュニティ事業団とで連携を図りながら、各まちづくり協議会にマニュアルに基づき指導や周知を徹底しています。</p> <p>また、令和2年度から交付申請書類や添付書類との不整合等の有無を協議会と市で確認できるようチェックリストを作成して、適正な運用を図りました。</p>

監査対象：まちづくり協働課（山田学区まちづくり協議会）

意見・指摘事項	措置状況等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償の趣旨を周知するとともに、会計処理方法の指針を明示して各協議会で統一性のある処理ができるよう指導されたい。</li> <li>・地域一括交付金の事業報告書について、事業報告書審査時に交付申請書類や活動計算書との不整合な箇所がないか十分確認されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各まちづくり協議会に会長費用弁償の趣旨を周知しました。役員報酬や通勤手当に伴う会計処理については、市とコミュニティ事業団を通じて業務支援をしているため、市とコミュニティ事業団とで連携を図りながら、各まちづくり協議会にマニュアルに基づき指導や周知を徹底しています。</li> <li>・令和2年度から交付申請書類や添付書類との不整合等の有無を協議会と市で確認できるようチェックリストを作成して、適正な運用を図りました。</li> </ul>

（令和3年9月30日掲示済み）

監査対象：まちづくり協働課（渋川学区まちづくり協議会）

意見・指摘事項	措置状況等
<p>まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償の趣旨を周知するとともに、会計処理方法の指針を明示して各協議会で統一性のある処理ができるよう指導されたい。</p>	<p>各まちづくり協議会に会長費用弁償の趣旨を周知しました。役員報酬や通勤手当に伴う会計処理については、市とコミュニティ事業団を通じて業務支援をしているため、市とコミュニティ事業団とで連携を図りながら、各まちづくり協議会にマニュアルに基づき指導や周知を徹底しています。</p>

#### 草津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和3年9月30日

草津市監査委員 岡野則男  
草津市監査委員 横江政則

#### 1 定期監査

##### （1）監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
農業委員会事務局	農業委員会事務局
総合政策部	企画調整課 人権政策課 男女共同参画センター

まちづくり協働部	市民課
総務部	総務課 納税課
上下水道部	上下水道総務課 ロクハ浄水場
環境経済部	商工観光労政課

(2) 監査の時期 令和3年5月31日から令和3年9月2日まで

#### (3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和2年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、次の着眼点および方法により実施した。

#### (4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

#### (5) 意見および指摘事項

##### ●監査対象：農業委員会事務局

重点項目
・委員会運営費のうち農地基本台帳整備費、農業委員会運営費
意見・指摘事項
特になし

##### ●監査対象：企画調整課

重点項目
・総合企画調整費のうち総合計画推進事務費
・基幹統計調査事務費
意見・指摘事項
特になし

##### ●監査対象：人権政策課

重点項目
・住民交流啓発費
・隣保館等運営費
意見・指摘事項
①草津市住民交流啓発事業委託契約書において、実施すべき業務の仕様を具体的に明確にされ、確實に検査されたい。

##### ●監査対象：男女共同参画センター

重点項目
・男女共同参画推進費のうち男女共同参画推進費、女性活躍推進費
意見・指摘事項
特になし

##### ●監査対象：市民課

重点項目
・戸籍住民基本台帳事務管理費のうち戸籍住民票等受付証明書交付費、個人番号カード交付費
意見・指摘事項
①金券等の管理について、管理簿を作成され、所属長による確認を記録されたい。

##### ●監査対象：総務課

重点項目
・債権対策管理費
・文書法規事務管理費
意見・指摘事項
特になし

##### ●監査対象：納税課

重点項目
・税徴収事務費
・国保税徴収事務費
・収納率向上対策費
意見・指摘事項
特になし

## ●監査対象：上下水道総務課

## 重点項目

- ・料金調定及び事業全般
- ・下水道使用料徴収費
- ・受益者負担金等賦課徴収費

## 意見・指摘事項

①支出負担行為伺書の起案の時期や根拠を確認されるとともに、検査を行った後に請求書が不達の場合には業者に提出を求めるることはもちろんのこと、草津市水道事業および下水道事業会計規程第86条に規定されている決算整理の際にも改めて遺漏がないことを十分に確認するなど、再発防止策を講じられたい。

## ●監査対象：ロクハ浄水場

## 重点項目

- ・上水供給事業のうち浄水場施設管理費
- ・浄水場施設整備事業費のうち浄水場施設整備事業

## 意見・指摘事項

特になし

## ●監査対象：商工観光労政課

## 重点項目

- ・勤労者福祉団体育成費
- ・高年齢者労働能力活用事業費
- ・商工業振興対策費のうち新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業費

## 意見・指摘事項

特になし

(令和3年9月30日掲示済み)

1 期 日 令和3年10月12日（火）午後1時30分

2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室

3 付議案件

- 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
- 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について（報告）
- 4) 農地変更届出について（報告）
- 5) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 7) 農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めるについて

(令和3年10月1日掲示済み)

## 訂 正

令和3年9月15日発行の草津市公報第16号の一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

16ページ、都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告中「草津市山寺町字北谷250番」を「草津市山寺町字北谷250番1」に改める。

## 農業委員会告示

## 草津市農業委員会告示第9号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和3年10月1日

草津市農業委員会

会長 石田 隆司